



# 長野県報

12月7日(月)  
平成27年  
(2015年)  
第2731号

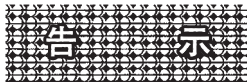
## 目次

### 告示

社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱の一部改正(こども・家庭課).....	1
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療推進課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課).....	2
公共測量の終了(建設政策課).....	3
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定(2件)(砂防課).....	3

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課).....	3
肥料取締法に基づく肥料の検査結果の公表(農業技術課).....	4
肥料取締法に基づく肥料の登録の有効期間の更新(農業技術課).....	4
土地改良区連合役員の就退任の届出(農地整備課).....	4
特定調達契約に係る落札者の決定(会計課).....	5
正誤(森林づくり推進課).....	5



### 長野県告示第561号

社会福祉施設代替職員雇用事業補助金交付要綱(昭和52年長野県告示第460号)の一部を次のように改正し、平成27年度の補助金から適用します。

平成27年12月7日

長野県知事 阿部守一

第2第2号中「市町村及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同第2第3号中「市町村及び」を削る。

第3の表中「休暇を始める日から14週間、多胎妊娠の場合は18週間」を「産前6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)及び産後8週間」に改める。

別表第1の保育所の項の次に次のように加える。

幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園	保育士、保育教諭、看護師、保健師及び調理員
-------------------------	-----------------------

こども・家庭課

### 長野県告示第562号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成27年12月7日

### 長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
松本協立病院	松本市中上9番26号	平成30年12月27日

医療推進課

### 長野県告示第563号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年12月7日

長野県知事 阿部守一

- 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草8049の13(次の図に示す部分に限る。)、8028、8029
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第564号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成27年12月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草6354、6364、6367、6370、6398、6399、6410、6411
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第565号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年12月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飯山市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦

覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第566号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年12月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安曇野市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、安曇野市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

#### 長野県告示第567号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年12月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上伊那郡南箕輪村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第568号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年12月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
埴科郡坂城町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び坂城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第569号

長野県松本地方事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成27年12月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成27年8月10日から平成27年11月6日まで
- 3 作業地域  
安曇野市

## 建設政策課

## 長野県告示第570号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年12月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
樋沢、御所平、花ノ木沢、室屋及び向い沢
- 2 指定の区域  
南佐久郡川上村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県

建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 砂防課

## 長野県告示第571号

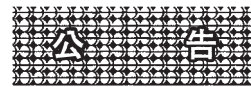
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年12月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称  
青木湖尻、北村、稲尾沢、北山田町、乗越沢、宮本、山の寺、曾山、平沢、切久保、切久保南、宮の尾、市の瀬、大塚、小菅、仲間、上籠、地志原、野平、瀬口、池の平、布宮、土袋、二滝、作の平、菅の窪、万仲、十石、小松尾、菖蒲、塩の貝、石畳、横瀬、大平、重太郎、笹尾及び押の田
- 2 指定の区域  
大田市、長野市、北安曇郡池田町及び東筑摩郡生坂村のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課、長野県大町建設事務所及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

## 砂防課



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月7日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年11月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人佐久市体育協会
- 3 代表者の氏名  
清水 浩
- 4 主たる事務所の所在地  
佐久市中込2939番地 佐久市総合体育館内
- 5 定款に記載された目的  
本会は、佐久市における総合体育団体であって、スポーツを振興し、市民の体力向上を図り、スポーツ文化の高揚に努力し、スポーツ精神を養うことに寄与することを目的とする。

## 県民協働課